

◎健康保険の資格取得・喪失等の手続きについて

12月2日以降マイナ保険証を基本とする仕組みに移行した後も、健康保険の資格取得時や喪失時には、マイナ保険証を保有しているかどうかにかかわらず、申請手続きが必要です（＝従来通りです）。

たとえば、配偶者やお子様を被扶養者にするときは「被扶養者異動届」を必要な添付書類を添えて提出してください。異動届には「資格確認書」の発行要否欄を新設します。マイナ保険証を持っていない場合は、この欄にチェックを入れてください。確認のうえ資格確認書を交付します。ただし、マイナ保険証を持っている場合は交付できません。マイナ保険証を持っている方には「資格情報のお知らせ」を交付します。

なお、当組合への届出は原則、各事業所のご担当者様経由でお願いします（任意継続被保険者の方は事業主を経由する必要はありません）。

共同通信社健康保険組合